

ホストタウン推進要綱（案）

平成 27 年 9 月 30 日
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
ホストタウン関係府省庁連絡会議決定
平成 28 年 1 月 26 日
一部改正案

第 1 目的

本要綱は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的とする。

第 2 定義

本要綱において、ホストタウンとは、第 1 に定める目的を達成するため、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組み（大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組みを含む。）であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として、第 3 により登録を受けた団体をいう。

- ア 大会等に参加するために来日する選手等
- イ 大会参加国・地域の関係者
- ウ 日本人オリンピック・パラリンピアン

第 3 登録の手続き

- (1) ホストタウンへの登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、交流計画を提出する。
- (2) 交流計画には、次に掲げる事項を記載する。
 - ア 交流の相手国に関する内容
 - イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組みの内容
 - ウ 事前合宿を行う地方公共団体にあつては、相手国、実施競技その他実施する内容
 - エ その他交流の実施に必要と認められる事項

- (3) 事務局は、交流計画に記載された事項が第2に合致し、かつ、当該計画が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体をホストタウンとして登録する。
- (4) 事務局は、登録を行った場合は、その概要を関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。
- (5) 前4項の規定は、交流計画を変更する場合に準用する。

第4 支援

(1) 事務局

事務局は、ホストタウンに登録意向を持つ団体の相談に応じるとともに、登録団体が円滑に事業を実施できるよう、窓口を設置する。

(2) 関係府省庁による支援

関係府省庁は、各種財政支援、人材の派遣又は情報提供などを通じ、ホストタウンの推進に向けた支援を行う。

第5 その他

この要綱の細目は、事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。